

○農業振興地域整備計画案に対する意見書について

当町の住民は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について町に意見書を提出することができる。

- (1) 提出先 門川町役場 農林水産課
- (2) 提出方法 意見書を記載した書面を窓口持参、郵送、FAXにより提出
- (3) 提出期限 令和8年2月6日（縦覧期間満了の日）
- (4) 注意事項 提出の際には、住所、氏名及び職業（法人にあっては、法人名、代表者名及び事業所の所在地）を記載すること。整備計画の変更以外については、意見書の提出をしてはならない。
- (5) 意見書の処理 意見書に対する個別の回答は行わず、整備計画を公告する際に意見書の要旨及び処理結果を併せて公告する。

○農用地利用計画案に対する異議について

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から令和8年2月21日までの間に町に対しこれを申し出ることができる。

- (1) 提出先 門川町役場 農林水産課
- (2) 提出方法 意見書を記載した書面を窓口持参、郵送、FAXにより提出
- (3) 提出期限 令和8年2月21日
- (4) 注意事項 提出の際には、住所、氏名及び職業（法人にあっては、法人名、代表者名及び事業所の所在地）を記載すること。異議の対象となるのは、農用地利用計画の案に係る部分のみである。

(参考様式)

門川町農業振興地域整備計画変更に対する意見書・異議書

令和 年 月 日

門川町長 山室 浩二 殿

住所

氏名

職業

(連絡先)

門川町農業振興地域整備計画の変更について、下記のとおり提出します。

意見書 異議書 (どちらかにチェックしてください)